

チャージ料金の精算方法と登録情報の削除について

日頃は、中学校選択制デリバリー弁当を御利用いただきありがとうございます。

卒業されるにあたり、①チャージ料金の精算方法、②登録者情報の削除について、下記のとおりお知らせします。

①チャージ料金の精算方法

チャージしている食数は、3年生（9年生）の3月の弁当最終日までに、基本的には使い切ってください。どうしても使い切れなかった場合は、払い戻し手続きをしていただく必要があります。また、そのために必要な振込手数料は利用者の負担となりますので御了承ください。

※ 同じIDで在校生の兄弟の登録がある場合については、チャージ残数を次年度に引き継ぎますので、払い戻し手続きはできません。

手 続 き

(1) 「**亀岡市中学校選択制デリバリー弁当 チャージ料金払戻依頼書**」(別紙①)に必要事項を御記入いただき、御提出ください。

亀岡市教育委員会に取りまとめて(株)亀岡給食センターに届けます。

提出先：各中学校（義務教育学校）

提出期限：令和2年3月6日（金）

(2) (株)亀岡給食センターの口座（京都信用金庫）から、払戻依頼書に御記入の口座へ振り込みます。

※振込みの際、発生する振込手数料は利用者負担となり、振込手数料を差し引いた額を入金します。

なお、チャージ料金が1食分程度の場合は、振込手数料がチャージ料金を上回る場合があります。

この場合は、チャージ料金の払戻しはできませんので、弁当最終日までを使い切っていただくことをお勧めします。

②登録情報の削除について

卒業に伴い、登録情報は3月中に削除させていただきます。ただし、同じIDで在校生の兄弟の登録がある場合は、卒業される生徒情報のみ削除させていただきます。

また、卒業後に弟妹が入学される予定の方で、希望される方は入学年度までチャージ残数を引き継ぐことができます。その場合、「**亀岡市中学校選択制デリバリー弁当チャージ料金引継依頼書**」(別紙②)に必要事項を御記入いただき、御提出ください。その場合、ID・パスワードについては入学まで管理していただきますようお願いいたします。

提出先：各中学校（義務教育学校）

提出期限：令和2年3月6日（金）

【問合せ先】

亀岡市教育委員会学校教育課

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地（庁舎4階）

TEL (0771)22-3131（代表） (0771)25-5053（直通） FAX (0771)23-3100

電子メール gakkou-shidou@city.kameoka.lg.jp